

令和2年度

長与町一般廃棄物処理実施計画

長崎県 長与町

長与町告示第39号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、令和2年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月1日

長与町長 吉田 慎一

長与町一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項及び第4項の規定に基づき、令和2年度における一般廃棄物の処理計画を次のとおり定める。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 計画区域 長与町全域

3 一般廃棄物の排出量の計画値

(1) ごみ

		分別区分	処理量
一般廃棄物	家庭系 (直接搬入含む)	もやせるゴミ	6, 526 t
		もやせないゴミ	394 t
		プラスチック製容器包装	513 t
		ペットボトル	92 t
		金属類・びん類	194 t
		紙類	478 t
		古布類	10 t
		蛍光管・電球・乾電池	13 t
		粗大ゴミ	381 t
		草・木類	43 t
		小計	8, 644 t
	事業系	もやせるゴミ	1, 254 t
		もやせないゴミ	25 t
		プラスチック製容器包装	0 t
		資源ゴミ(紙類)	27 t
		粗大ごみ	41 t

		草木類	503 t
		小計	1,850 t
集 団 回 収		びん類	7 t
		金属類	1 t
		紙類	17 t
		小計	25 t
		合計	10,519 t

年間の発生量を10,519 tと見込み、長与・時津環境施設組合が運営する時津クリーンセンター及びクリーンパーク長与ほか県内外民間事業所で中間処理及び最終処分する。

(2) し尿及び浄化槽汚泥

し尿	686 k l
浄化槽汚泥	55 k l
合計	741 k l

年間の発生量を741 k lと見込み、全量を長与町し尿投入施設で前処理し、長与浄化センターで処理する。

4 一般廃棄物の種類及び処理方法

(1) 家庭系ごみ

分別区分	収集頻度	収集方法	収集容器
もやせるゴミ	週2回	ステーション方式	指定ごみ袋
もやせないゴミ	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
プラスチック製容器包装	週1回	ステーション方式	指定ごみ袋
ペットボトル	月2回	ステーション方式	指定ごみ袋
金属類	月1回	拠点回収方式	専用容器
ビン類	月1回	拠点回収方式	専用容器
紙類	月1回	拠点回収方式	—
古布類	月1回	拠点回収方式	—
蛍光管・電球	月1回	拠点回収方式	専用容器
乾電池	常時	公共施設等	専用コンテナ
粗大ゴミ	年2回	拠点回収方式	—
	週2回	戸別収集方式	—

① もやせるゴミ

■収集運搬・処分

長与町内各家庭から排出されるもやせるゴミは、町が委託した収集運搬業者により、クリーンパーク長与へ搬入し、焼却処理する。焼却処理により発

生した主灰については、セメント製造業者へ引き渡す。飛灰については、セメント資源化前処理を行う業者へ引き渡す。

② もやせないゴミ

■収集運搬・処分

長与町内各家庭から排出されるもやせないゴミは、町が委託した収集運搬業者により、時津クリーンセンターに搬入し、可燃物、不燃物、資源化物に選別し、可燃物はクリーンパーク長与へ搬入し、焼却処理する。処理により発生した主灰については、セメント原料化を行う業者へ引き渡す。飛灰については、セメント資源化前処理を行う業者へ引き渡す。ガラス屑や陶磁器屑等の不燃物は、山口県山陽小野田市共英製鋼(株)最終処分場で埋立処分する。また、金属類などの再資源化物できるものは、金属回収加工事業者等へ引き渡す。

③ 資源ゴミ（容器包装プラスチック、ペットボトル）

■収集運搬・処理

i. 容器包装プラスチック

長与町内各家庭から排出される容器包装プラスチックは、町が委託した収集運搬業者により、時津クリーンセンターに搬入し選別保管後、再商品化事業者へ引き渡す。

ii. ペットボトル

長与町内各家庭から排出される容器包装プラスチックは、町が委託した収集運搬業者により、時津クリーンセンターに搬入し選別保管後、再商品化事業者へ引き渡す。

④ 資源ゴミ（金属類、びん類、紙類、古布、蛍光管・電球）

■収集運搬・処理

i. 金属類

長与町内拠点回収場所から収集された金属類は、時津クリーンセンターに搬入後、選別プレス等の処理を行い買取業者へ売却する。

ii. びん類

町が委託した収集運搬業者が長与町内拠点回収場所から時津クリーンセンターに搬入し、選別保管後、再商品化事業者へ引き渡す。

iii. 紙類

拠点回収場所等に排出された紙類は古紙回収事業者へ売却する。

iv. 古布

拠点回収場所等に排出された古布は古紙回収事業者へ売却する。

v. 蛍光管・電球

拠点回収場所等に排出された蛍光管・電球は、時津クリーンセンターに搬入保管後、処理事業者へ引き渡す。

vi. 電池

時津クリーンセンターに搬入保管後、処理事業者に引き渡す。

⑤ 粗大ゴミ

■収集運搬・処分

町内各拠点場所及び戸別収集で排出された可燃性粗大ゴミはクリーンパーク長与へ委託業者が搬入し、焼却処理する。処理により発生した主灰については、セメント原料化を行う業者へ引き渡す。飛灰については、セメント資源化前処理を行う業者へ引き渡す。また、不燃性粗大ゴミは時津クリーンセンターに搬入し、選別・解体等を行いリサイクルできるものは再商品化事業業者に引き渡す。

(2) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならない。ただし、事業者が自ら処理できない事業系一般廃棄物は、長与町が許可した収集運搬業者へ委託するか又は自己で、クリーンパーク長与へ搬入する。

①適正処理の推進

事業活動に伴って生じた廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に適正に分別し、各許可業者へ委託するものとする。〔産業廃棄物とは、法及び政令により定められた20種類及び輸入された廃棄物をいう。〕

産業廃棄物を一般廃棄物として排出（収集運搬委託を含む。）すると委託基準違反になります。また、産業廃棄物を処理する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付する必要があるため、交付をせずに処理を委託した場合は、マニフェスト不交付引渡罪に該当し違法となります。

②食品廃棄物の排出抑制

食品小売業や外食産業において発生する食品残渣廃棄物については、食品リサイクル法により排出事業者は適正な処理を行う。

③機密文書のリサイクル及び適正処理の推進

事業所等から発生する機密文書に関しては、ごみ処理施設への搬入を禁止とし、処理については、セキュリティを十分確保できる専門業者へ委託する。

④焼却を目的としたリサイクル可能な紙類のごみ処理施設への搬入禁止

紙類の資源化を促進する観点から、事業所等から発生するリサイクル可能な紙類について、可燃ごみとしてのごみ処理施設への搬入を禁止する。また、リサイクルが可能な紙類が混入された可燃ごみの搬入も禁止する。

【リサイクル可能な紙類】

・段ボール、新聞紙、チラシ、雑誌類（雑誌、本、パンフレット、カタログなど）、ぎつがみ類（紙パック、OA用紙、シュレッダー紙、包装紙、菓子箱、ティッシュの紙箱、メモ用紙、はがき、封筒、紙袋、名刺など）、機密書類を含む。

(3) 町が収集しない廃棄物

① 適正処理困難物

消火器、オイル、タイヤ、バイク、薬品、コンクリートブロック、バッテリー、かわら、ガスボンベ、土・土砂、石膏ボード、その他建築廃材など、処理が困難なもの、処理に危険が伴うもの。

■処分

排出者は、専門業者に依頼、若しくは購入した店に引き取りを依頼する。

② 家電リサイクル法対象物

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機

■処分

排出者は、購入した小売店、又は買換えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、自ら指定引取場所へ搬入する。

③ PCリサイクル法対象物

デスクトップパソコン、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ等

■処分

排出者が製造メーカーの受付窓口に申し込む。

④ 感染性のあるもの

医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物

■処分

排出者の責任において、専門処理業者に委託して処分するものとする。

(4) し尿

(ア) 収集運搬

原則として、月1回収集運搬する。

(イ) 処分

長与浄化センター内のし尿投入施設へ搬入し、前処理後、下水道処理施設で処理後、大村湾へ放流する。

(ウ) 収集区域

町内全域

(5) 浄化槽汚泥

(ア) 収集運搬

浄化槽を有する者の申し込みにより許可業者が収集運搬する。

(イ) 処分

長与浄化センター内のし尿投入施設へ搬入し、前処理後、下水道処理施設で処理後、大村湾へ放流する。

(ウ) 収集区域

長与町内の浄化槽設置場所

5 一般廃棄物の排出抑制及び資源の再利用

循環型社会の形成をめざし、ごみの発生抑制（リデュース）に努めるとともに、使用済

み製品の再利用（リユース）を徹底し、資源化物の再資源化（リサイクル）を進める。

また、現在行っている自治会、子供会等での古紙及び古布・空き缶・空きビン回収の再資源化運動を促進するとともに、自治会・子供会を対象としたこれらの環境教育を展開し、ゴミの減量化を図る。更に、可燃ごみとして排出されているリサイクル可能な紙類の再資源化を促進する。

6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

一般廃棄物の適正な処理を行うため、施設の整備を図るとともに、一般廃棄物処理業者に対しては、資質の向上も含めて、適正に処理を行うように指導を強化する。

7 一般廃棄物処理業許可に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第2号の規定により一般廃棄物処理業許可に関する計画を次のとおり定めます。

（1）一般廃棄物収集運搬許可

事業系一般廃棄物の収集運搬は、現行の収集運搬許可業者による能力で十分に対応することができるかと判断されます。

従って、令和2年度（令和2年4月1日）から次の内容以外の新規許可については、現在の収集運搬業許可業者が適正な収集運搬を実施できる能力を有している限りにおいて、新規許可は行いません。

①国又は地方公共団体の委託を受けて行う道路、河川、施設等の清掃並びに維持管理に伴うものに限る

②一般廃棄物のうち、事業所等から発生する食品残渣をリサイクル目的で処理施設まで運搬するものに限る。

③現在の収集運搬許可業者の能力で運搬が困難と判断した場合に限る。

（2）許可更新等

適正に収集運搬業務が行えること及び許可条件等で定められた義務を怠っていないことを許可更新の条件とします。